

事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 28 日

糸満市立小中学校 保護者の皆様

糸満市教育委員会 学校教育課

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について（ご案内）

糸満市教育委員会では、糸満市立小中学校に在籍する児童生徒の不慮の災害（負傷、疾病、障害、死亡）に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その医療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。糸満市教育委員会では、原則として全員に加入していただきたいと考えております。

つきましては、下記及び裏面の内容をご確認いただき、災害共済給付制度へご加入いただきますようお願いいたします。

記

1. 災害共済給付制度への加入について

児童生徒が災害共済給付制度へ加入するに際し、あらかじめ保護者の方からの同意をいただく必要がございます。

本資料による制度説明及び「不加入の申出書」が提出されていないことにより、「加入に同意した」として取り扱い、災害共済給付制度へ加入となります。

※加入後は卒業まで毎年度自動更新となります。

〔加入を希望されない方へ〕

学校へ申し出いただき、学校から「不加入の申出書」を受け取り、ご記入の上、提出期限内に学校へご提出ください。（当該申出書を提出後、途中加入もできますので、その際は学校に加入を希望する旨を申し出てください。）

※「不加入の申出書」の提出期限は、令和 8 年 4 月 17 日(金)です。

2. 共済掛金について（令和 8 年度予定額）

児童生徒 1 人あたり年額 4 7 5 円（保護者負担額 2 3 0 円、教育委員会負担額 2 4 5 円）

※掛金は保護者と糸満市教育委員会でそれぞれ負担し、保護者の納付は入学後となります。

（要保護・準要保護世帯については一部免除があります。）

糸満市教育委員会 学校教育課

TEL：098-840-8165

■給付の対象となる災害の範囲と給付金額 ※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 [通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円]
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合1,500万円]
	運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 [通学(園)中の場合1,500万円]
	運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 [通学(園)中の場合も同額]

■学校の管理下となる範囲

1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
2. 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
3. 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
4. 通常の経路及び方法により通学(園)する場合
5. 寄宿舎にあるとき 等

■給付に関する注意事項

1. 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
2. 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
3. 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
4. 他の法令の規定による給付等(例:市のこども医療費助成制度)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
5. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

学校(園)で けがをした ときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)では、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。その仕組みを「**災害共済給付制度**」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



- * 健康保険が適用される受診が対象です。
- * 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。なお、『医療等の状況』などを持参してもその場で書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。



学校(園)の管理下って？

1 授業中(保育中を含む)
例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
例 始業前、業間休み、昼休み、
 放課後(下校・帰宅後に学校に遊びに来た場合は含みません。)

4 通常の経路及び方法による通学(園)中
例 登校(登園)中、下校(降園)中

5 その他
 寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

- 医療費** 学校(園)の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上の負傷・疾病
- 障害** 負傷や疾病が治った後に残った後遺症(その程度によって第1級から第14級まで区分)
- 死亡** 学校(園)の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

授業中にはさみで指を切る

遠足で虫に刺される

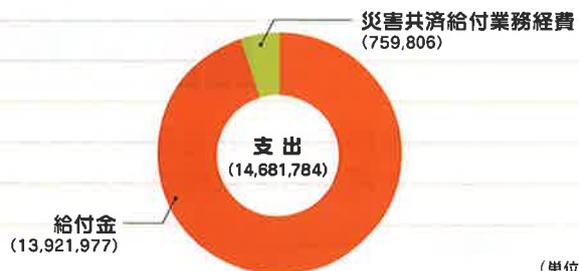
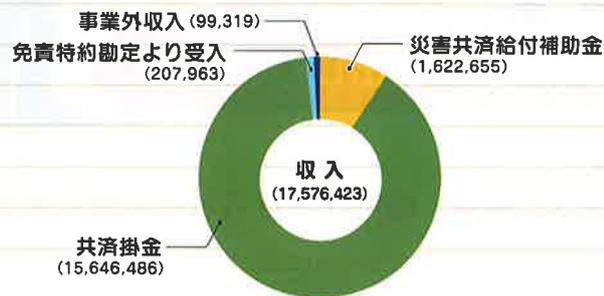
休憩時間に鉄棒から落下

通学中に自転車で転倒

令和6年度の災害共済給付の収支状況

※金額は、千円未満切捨てのため、合計金額は一致しません。
 ※収支の差額については、翌事業年度以降の災害共済給付業務に充てられます。

災害共済給付は、国の補助金と学校(園)の設置者及び保護者にお支払いいただいた掛金から給付を行っています。



(単位: 千円)

これは概要をお知らせするチラシです。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、JSC ホームページをご覧ください。



～小学校入学前に予防接種を済ませましょう～

MR（麻しん・風しん）ワクチンは受けてましたか？

令和8年3月31日までが期限です

✕ 全額公費負担（無料）

（麻しん風しん混合ワクチン）

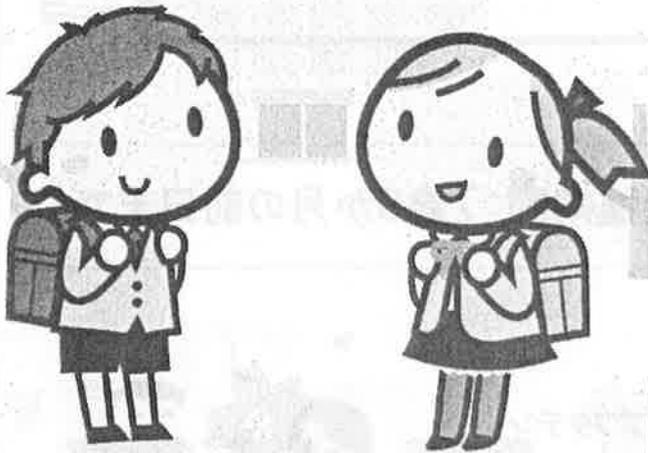
■ MR予防接種・2期

【小学校入学前の1年間】



4月1日から 3月31日まで

※期限を過ぎると全額自己負担となります。
早めに接種しましょう。
（自費接種に係る費用は、1万円～1万2千円
前後です。）

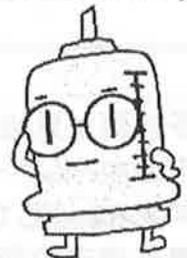


麻しん・風しんは感染力が非常に強い！
（感染力がインフルエンザの5～12倍の強さ）
風しんは妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる
赤ちゃんに心臓の病気や難聴などの重い障害が起こる
可能性があります。MRワクチンを接種することは自分の
健康を守るだけでなく、周りの人を守ることもつながり
ます。

沖縄は観光地のため、常にはしか流行に備える必要があります

ワクチン接種だけが有効な予防法です

はしか(MR)予防接種を受けましょう



チックン

↓↓ 予診票が見当たらない、どこで受けたらいいのかわからない、こんなときは↓↓

■ 糸満市役所 健康推進課 予防係 TEL：098-840-8126

～糸満市役所健康推進課からのお知らせです～

MR(麻しん・風しん)ワクチン以外にも、入学前に公費で受けられる
予防接種は2種類あります。

受け忘れている予防接種はありませんか？

「親子健康手帳」を確認しましょう。

※公費接種可能期間を過ぎると全額自己負担となります。

その他入学前に公費で受けられる予防接種



- 日本脳炎
(初回1・2回、追加)
- 五種混合(DPT、ポリオ、ヒブ)
(初回1・2・3回、追加)

接種期間:7歳6か月の前日まで

※五種混合ワクチンとは、四種混合ワクチンとヒブワクチン
を合わせたものとなります。

※日本脳炎・五種混合の追加接種は、接種間隔を半年間
空ける必要があるため、7歳のお誕生日までに日本脳炎
2回目・五種混合3回目を接種してください。



予診票が見当たらない、どこで受けたらいいのかわからない場合は、
市のホームページから予診票・接種可能医療機関一覧を
ダウンロードしてご利用ください。

■糸満市役所 健康推進課 予防係 TEL:098-840-8126



ダウンロードは
こちらから

安心して学べる環境づくり

就学援助制度

シュウガク
エンジョ

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心して楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



就学援助
イメージキャラクター
ツクロウくん

1. 援助対象の方

糸満市に住所を有し、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に通学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方。

- ①現在、生活保護を受給中の世帯 ②生活保護が停止、又は廃止になった世帯
③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯 ④激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる世帯

※新入学用品費(入学準備金)の入学前支給を受給した方についても、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

【参考】令和7年度の目安基準額 ※18歳以上の世帯員全員の収入額が対象となります。

※令和8年度の基準額が変更になる可能性があります。

申請を希望する方は、4月以降糸満市ホームページをご確認ください。

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	約165万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約240万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約280万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約300万円



※上記の総収入額はおおよその目安としてください。家族構成や、家族の年齢等により収入額に変動がありますので、ご注意ください。
※家族構成には、別世帯であっても同居人であれば算定に含めます。

2. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。)

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状) ②保護者名義の預金通帳の写し、又はキャッシュカードの写し
③家賃証明書の写し(賃貸住宅に住んでいる方のみ。領収書、賃貸契約書、家賃引落口座通帳等の写し)
④令和8年度所得課税証明書(他市町村から令和8年1月2日以降に転入した方のみ)

！注意事項！

令和8年度の確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。配偶者の扶養に入り、申告を行っていない場合や、18歳以上の学生で未申告の場合も審査ができません。

申請前に、同居されている18歳以上の方全員が申告されているか確認してください。

※同居所で世帯分離している場合でも収入を確認します。



前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

3. 提出先

- 学校の事務室、又は糸満市教育委員会学校教育課へ提出。
- 小・中学校の両方にお子さんがある保護者は、小学校の事務室にのみ提出。
- 郵送申請の場合は下記まで。当日消印有効。提出書類に不備がないか確認ください。
郵送先: 〒901-0392 糸満市潮崎町1-1 糸満市教育委員会 学校教育課

4. 申請の流れ



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

5. 締切日・結果通知

※当初申請の期間内に申請された方のみ、4月に遡って援助いたします。

申請月	申請期限	申請結果の通知
当初申請	令和8年4月6日(月)～5月29日(金)	7月～8月
追加申請 (6月以降)	毎月末日〆切 最終締切日(予定): 令和8年12月18日(金) ※生活保護開始となった方は令和8年3月末日まで	申請月の翌月

申請は
お早めに!



※審査結果(認定・認定不可)については、在籍している小中学校より文書でお知らせします。

6. 援助の内容

途中認定者(当初申請の期間外で申請された方)は、支給できる費目や支給額がわかります。

- ・生活保護の方は、修学旅行費のみ対象。
- ・糸満市立学校以外の学校へ通学している場合、給食費は対象外。

給食費	新入学用品費	学用品費	修学旅行費

- ・就学援助金は校納金をすべて援助することはできないため、校納金は確実に納めるようにしてください。
- ・入学前に新入学用品費(入学準備金)の支給を受けている場合は、新入学用品費の支給はありません。

詳細は、右記まで
お問い合わせください。

糸満市教育委員会 学校教育課 学務係

電話 098-840-8165

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所庁舎 5階)

(別紙1)

記載例 令和8年度 就学援助申請書 (兼委任状・承諾書)

【委任・承諾】

1. 就学援助の認定に際し、援助金の請求事務を学校長へ委任します。
2. 就学援助の認定に際し、私及び世帯員（同居者）の収入等の状況調査することに同意します。
3. 学校納付金の未納がある場合、援助金の受領については学校長へ委任します。
4. 認定後、転出した際には、関係市町村教育委員会へ就学援助に関する情報提供を行うことに同意します。

【申請区分】

- 要保護申請（生活保護受給中）
 準要保護申請
 （下記の主な申請理由を1つ選択してください。）
- ① 現在生活保護申請中のため
 - ② 生活保護停止・廃止
 - ③ 収入が少ない又は不安定なため
 - ④ 長期療養又は休職のため
 - ⑤ 失業したため
 - ⑥ その他（ ）

**賃貸の場合：
賃料の記入忘れに
注意**

上記のことについて委任・承諾 **提出日を記入。** します。

令和8年 5月 1日

□家賃料： 50,000 円
※家賃料がわかる書類の添付
(持ち家の場合添付なし)

住 所 糸満市 潮崎町1丁目1番地

保護者氏名 糸満 太郎

電話番号 090-1234-5678

続柄	フリガナ	生年月日	年齢	学校・学年・職業
	氏名			
子	イトマン イチロウ	平・令 29・4・2	9 歳	糸満 小学校 中学校 3 年
	糸満 一郎			
子	イトマン ミカ	平・令 1・10・1	5 歳	糸満 小学校 中学校 1 年
	糸満 美花			
小中学生のみ記入		平・令	歳	小学校 中学校 年
		平・令	歳	小学校 中学校 年
		平・令	歳	小学校 中学校 年
		平・令	歳	小学校 中学校 年
小中学生以外の世帯員すべて記入	イトマン タロウ	明・大・昭・平・令 55・8・10	45 歳	会社員
	糸満 太郎			
	イトマン ハナコ	明・大・昭・平・令 55・6・9	45 歳	専業主婦
	糸満 花子			
	イトマン タイジ	明・大・昭・平・令 4・5・20	3 歳	〇〇保育園
糸満 太二				
イトマン ジロウ	明・大・昭・平・令 21・12・25	79 歳	無職	
糸満 次郎				
		明・大・昭・平・令	歳	
※裏面に通帳のコピーを添付してください。また、普通預金口座を利用して下さい。				
振込先	金融機関	琉球 銀行・信金・農協	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
	支店名	糸満 支店 出張所	店番号	6 0 2
			口座名義	(フリガナ) イトマン タロウ 糸満 太郎

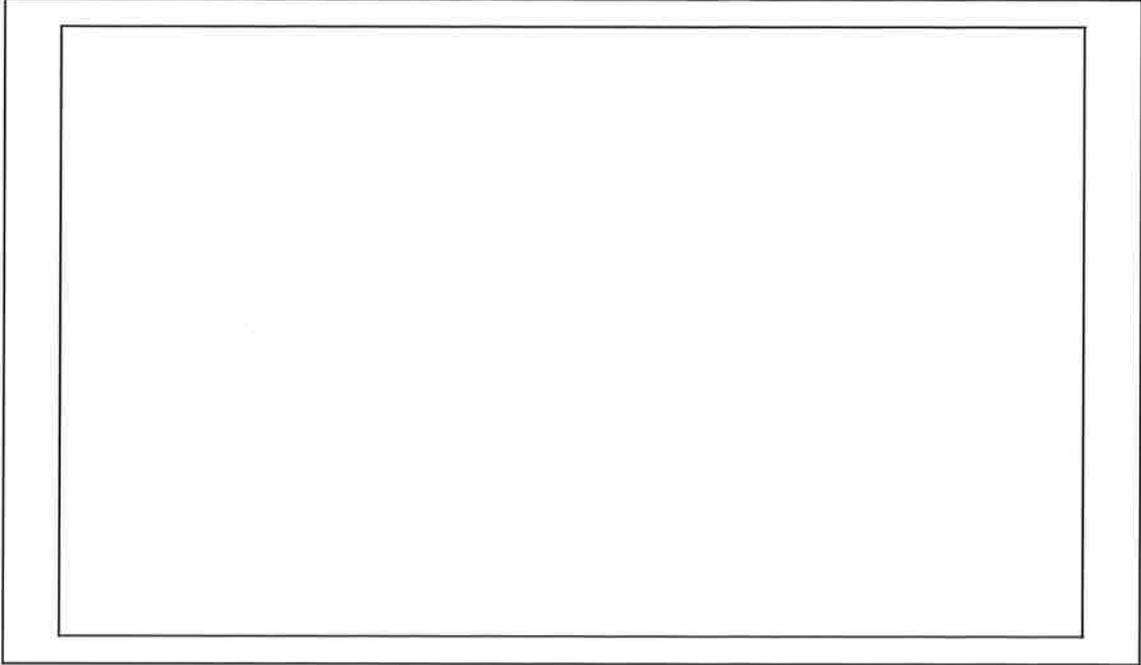
**同居人はすべて
記入すること**

**申請時点の
年齢を記入**

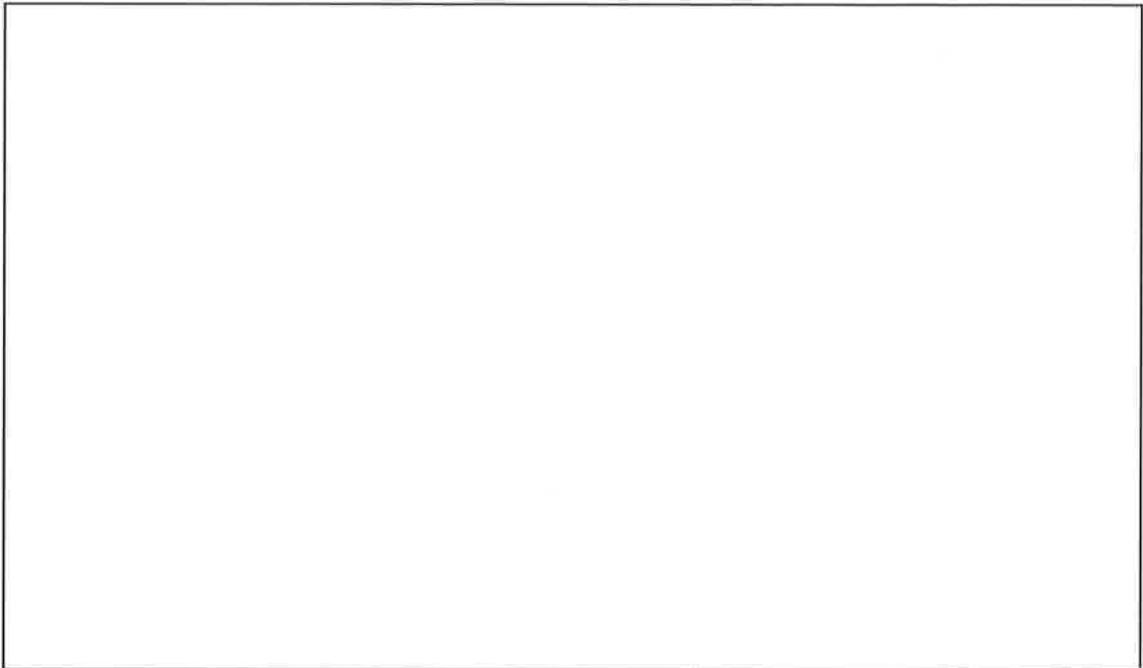
**貼り付けた通帳の写
しやキャッシュカードと
一致するように記入**

○申請書は学校事務室、又は学校教育課へ直接保護者が提出してください。
 ○小中学校に兄弟がいる場合、小学校へ原本を、中学校へコピーを提出してください。
 ※今回の申請で得た個人情報、就学援助事務以外の目的で使用いたしません。

通帳又はキャッシュカード添付欄



家賃証明書類添付欄



通帳又はキャッシュカード添付欄

預金通帳			
店番号 602	口座番号 123456789	口座名義	糸満 太郎 様
			琉球銀行

家賃証明書類添付欄

年月日	お預り金額	お支払金額	現在高
05-4-5	電気	2,500	11,236
05-4-10	水道	2,188	9,048
05-4-10	130,000	給与	139,048
05-4-20	家賃	35,000	104,048
05-4-25	カード	26,500	77,548

上記のように、なるべく枠内に添付するようにしてください。
また、家賃証明書に通帳記帳欄を添付する場合は、家賃引き落とし部分に蛍光ペン等で色付けを行うようにしてください。

糸満市教育委員会から「保護者の皆様へ」協力願い

スマートフォンや携帯電話等の管理責任は 購入した「保護者」にあります

根拠法令：教育基本法第10条（家庭教育）1項
県青少年保護育成条例第18条の7（インターネットの利用に係る保護者の責務）

市内小中学校では携帯電話の持ち込みは原則禁止となっています

糸満市の子供たちを守り、育てるために、
スマートフォン・携帯電話等の利用のルールとマナーについて
家庭でしっかりと話し合しましょう

- 1 携帯電話の持ち込みにより「発生し得る」トラブル
 - ・紛失や盗難、破損、取り違え等に伴う責任の所在に係る問題
- 2 携帯電話を使用することにより発生し得るトラブル
 - ・授業の妨げ、問題行動の助長（ネットいじめ、盗撮等）
 - ・マナー違反の増加（歩行中における携帯電話の使用等）
 - ・児童生徒のインターネットの使用時間増加による依存度の高まり

保護者ができる6つのポイント

- 1 家庭のルールを子どもと一緒に作しましょう
- 2 率先してマナーを守り、よい手本にないましょう
- 3 フィルタリングや時間管理等のペアレンタルコントロールで安全な利用環境を整えましょう
- 4 子どもの利用状況を確認しましょう
- 5 家庭で作ったルールが守られているか確認しましょう
- 6 保護者も学び、インターネット等の知識を深めましょう
 - ※フィルタリング…インターネットで閲覧できる内容を制限すること
 - ※ペアレンタルコントロール…情報通信機器の利用方法を保護者が監視・制限する取組のこと

【糸満市内小中学校の携帯電話の取扱い基本方針】

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについて原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情(例えば、登下校時の生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど)がある場合、以下の事項に留意した上、学校長の許可の下、例外的に持ち込みを認めることとする。
 - ① 学校長に対し携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請し、許可されれば例外的に持ち込みを認めることとする
 - ② 持ち込み許可が出た場合は、校内での使用を禁止し、登校後すぐに学校で預かり下校時に返却するなど学校での教育活動に支障がないようにすること
 - ③ 登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭と連携しつつ配慮すること
 - ④ フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を使用すること
 - ⑤ 学校は、家庭において携帯電話の危険性や使い方及びルールや約束事などを作成するよう促し、利用の状況を適切に把握し管理するよう、啓発活動に努めること
 - ⑥ 携帯電話に関わるトラブル等が生じた場合、学校は、事実を確認し、必要に応じて関係機関等と連携を図り関係する児童生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行うこと

令和6年1月 糸満市教育委員会